

日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部会報

No.
23

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0023 東京都港区芝浦2-2-15-301 キョウエイハイツ田町3階

電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505 E-mail:jashcont@basil.ocn.ne.jp <http://www.jashcon-tokyo.com>

2017/5/29



危険感受性と未熟練労働者



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 山口 忠重

1. 昨年末に報じられた危険感受性が生死をわけたと想定される例

昨年末に、危険感受性について、考えさせられる事例が発生しました。11月に福岡市のJR博多駅前周辺での地下鉄工事で大規模な道路陥没事故が発生しました。この事故で人災がゼロであったことは特筆すべき事と思います。予兆に対して工事関係者が、危険を感じ、迅速に想定される問題に対応した危険予知・危険回避能力を評価したいと思います。

一方、10月末に東日本大震災で児童74人が死亡・行方不明となった石巻市大川小学校で遺族が損害賠償を求めた裁判で、14億円あまりの損害賠償判決がだされました。裁判長は「各種情報で津波の襲来を予見できたとし、津波を回避できる可能性が高い裏山ではなく、避難場所としては不相当ともいふべき地点に移動しようとした」と指摘しています。現状でコメントするのは不適切かもしれませんが、行政のハザードマップ（津波浸水予想図）では昭和三陸大津波レベルなら大川小学校には津波は来ないとしていて、もし大津波が来たらここも危険との意識が住民にもなかったといわれています。ヒューマンファクターとして考えれば、「津波は来ないとの思い込み」が先生方の行動を支配してきたのではないかと思います。「思い込み」は頑固で、いったん思い込むと、修正が難しく、ヒューマンエラーになりがちです。

さらに、従前から報道されていますが、釜石市の例では、約3,000人の小中学生は99.8%助かって「釜石の軌跡」と言われました。群馬大学の片田教授の防災教育が奏功したものです。「ハザードマップを信じるな。自分の命は自分で守る」と想定外を想定する大切さを教えていたからといわれます。

2. 未熟練労働者の労災発生率が高い

失業率の改善もあり、多くの職場で未熟練労働者が増加しています。職場において経験年数の少ない未熟練労働者は作業に慣れておらず、一般的に危険感受性が低いため、熟練労働者よりも労働災害発生率が高い状況です。経験年数で整理しますと、全産業では3年未満の労働者が39%、製造業では40%、食料品製造業では48%です。（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会では厚生労働省からの委託事業で、「未熟練労働者向けの安全衛生教育マニュアル」を作成しました。成果物は厚労省のHPで同名の検索でダウンロードできます。その際に、職場を訪問して未熟練労働者に対する安全衛生教育実施状況をヒヤリングしました。家庭で、学校でケガをしないように大事に育てられて、危険がどんなものか、わかっていない。安全は職場と上司が準備して彼らに与えるものと思っている。ケガしないために、考える、工夫することがない。自分はけがしないと思い込んでいる傾向がある。など先輩からの厳しい指摘がありました。

3. 未熟練労働者に対する危険感受性教育

今年は、第12次労働災害防止計画の最終年で仕上げの年です。目標達成に向けて、一層注力していきましょう。「未熟練労働者の危険感受性の向上」は重点事項として取り組みましょう。

自分は安全だと思い込んでいる彼らに対して、労働安全・衛生コンサルタントの有する専門的知識・経験を活用して、積極的な指導・教育の実施を期待します。



第12次労働災害防止計画「Safe Work TOKYO」の最終年度の取組について



東京労働局労働基準部

安全課長 岩澤 俊輔

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より積極的に労働災害防止活動に御尽力いただいておりますことを御礼申し上げます。

さて、政府の動きとしましては、昨年6月に閣議決定された「ニッポン総活躍プラン」の実現に向けて、その最重点課題である「働き方改革」について、総理自ら参集する「働き方改革実現会議」において検討が進められております。本年3月には、実行計画が策定され、今後は、必要な法改正に向けた準備が進められるものと承知しておりますが、この根底にあるものは、「働く方々の安心・安全」です。

東京労働局では、「第12次東京労働局労働災害防止計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに官民一体となった取組を進めております。平成28年の東京都内の労働災害による死亡者数は58人となり、計画の期間中に約30%減少しました。一方で、休業4日以上死傷災害は近年増減を繰り返しており、平成28年は9,585人となり、計画の期間中の減少率は約2%にとどまっています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた準備が進められる中、経済活動のさらなる活発化、他方、人手不足の顕在化や労働力人口の高齢化が進む中で、計画の基本目標（死亡災害について過去最少の53人を下回り、休業4日以上死傷災害について8,000人を下回る）を達成するためには、官民が一体となりこれまで以上に活発な取組が必要です。

東京労働局では、本年度、建設業及び第三次産業対策を始めとした労働災害防止対策を推進しております。

そのうち、労働災害全体の約6割を占める第三次産業の中でも災害発生件数の多い小売業・飲食店・社会福祉施設では、店舗等における安全管理者等の選任が義務づけられていないこと等から店舗等单位での安全活動が十分とはいえません。このため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、①企業全体の労働災害発生状況の把握・分析、②経営トップによる安全衛生方針の表明、③店舗における安全推進者の配置、④店舗等で行う安全衛生活動の支援など、企業本社が主導する全社的な労働災害防止に係る取組を促進しています。

第三次産業において、安全意識を根付かせ活発な活動を行っていただくためには、皆様方のような外部の専門家による支援が特に有効であると考えております。

貴支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会の中で最大の会員数を擁し、会員の方々のバックグラウンドも、様々な業種の企業において安全衛生関連部門で長年の経験を積んだ方、産業医、歯科医師、保健師など多岐にわたっております。労働安全衛生分野の専門家集団として、第三次産業における労働災害防止活動の活性化についても御活躍いただけるものと期待しておりますので、引き続き切磋琢磨いただき、専門家集団としての存在意義を更に高めていただきたいと思います。

最後に、貴協会支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



「誰もが安心して 活き活きと働ける TOKYOへ」



東京労働局労働基準部

健康課長 松田 健慈郎

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

東京労働局では、平成25年度より第12次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、官民一体で災害防止に取り組んでおります。

労働衛生対策につきましては引き続き、健康確保・職業性疾病対策に取り組むこととしております。

さて、働く人たちの健康をめぐる状況は、東京労働局管内の定期健康診断の結果報告では、「何らかの所見を有する」労働者は、平成28年では52.18%に上っています。

東京労働局における平成27年度の脳・心臓疾患（過死等）の請求件数は114件で、認定件数は35件となっています。今年度においても労働基準行政の最重点と位置付けて過重労働対策に取り組むこととしており、監督指導等により、医師による面接指導等の実施及び衛生管理体制の整備の徹底を図り、小規模事業場に対しては、東京産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の活用を勧奨します。

メンタルヘルスを取り巻く現状として、我が国の自殺者数は、減少傾向を示しているものの、東京労働局における平成27年度の精神障害等の労災請求件数は272件で、認定件数は93件となっております。引き続き「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づく対策について、経営トップ等が基本方針を表明することにより、先頭に立って取り組むよう指導・要請していくこととしています。また、「過労死等ゼロ」緊急対策に基づく新たな取り組みとして、メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導、パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底を行います。

業務上疾病による休業4日以上死傷者数は、平成24年から減少傾向を示しておりますが、その内「災害性腰痛」が約6割を占めていることから、「社会福祉施設腰痛予防対策連絡会」を設置し好事例の収集、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛対策を積極的に進めてまいります。

化学物質による健康障害防止対策は、今年度も労働衛生分野での最重点と位置付け、化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導等を実施し、化学物質取扱い事業場における労働者の健康障害防止を進めています。

疾病を抱えた労働者が就労することで、疾病を増悪させることのないよう、事業者において適切な就業上の措置や治療に対する配慮の積極的な促進のため、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を図ります。

平成29年度は、第12次東京労働局労働災害防止計画の最終年度となりますので、これらの重要課題への取組につきまして、一層のご協力をいただけますようお願いいたします。

平成28年度東京支部業務実績

【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全衛生コンサルタント制度の普及に貢献するため、下記の取り組みをしました。

1. コンサルタント制度の周知活動としてリーフレットや会報の発行・配布、安全週間や労働衛生週間での各監督署、基準協会主催の趣旨説明会における講演を行いました。
2. 平成28年7月6日に開催された第13回東京産業安全衛生大会や、産業保健フォーラムIN TOKYO 2016に参加し、当支部の安全衛生相談コーナーを設置し、来場者の安全衛生に関する質問に答え、資料を配布するなどして、当支部のPR活動を行いました。

【28年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特（安全管理特別指導事業場）、衛特（衛生管理特別指導事業場）の支援

安特、衛特に指定された事業場のうち、7件の事業場の支援業務を当支部が実施し、安全衛生管理上の問題点の把握、改善計画の立案、継続的な現場指導を行いました。その結果担当した事業場の指定解除につながりました。

2. 厚生労働省委託事業

平成28年度は関係者のご尽力のおかげで下記の厚労省委託事業を実施することが出来ました。

- i) 陸上貨物荷役作業災害防止対策推進事業
- ii) 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

3. 依頼業務

足場点検業務や外構工事の安全診断業務が継続的に実施され、当会を支える重要な柱となっています。大手材料会社グループの安全衛生診断業務も数年間にわたる安定した継続業務となっています。その結果、診断実施事業場では災害の発生件数が減少しており、効果があらわれていると思います。また、一般のリスクアセスメント研修のインストラクター養成研修は、20回実施し、約600名の参加者が修了しました。さらに28年6月1日より施行された、化学物質のリスクアセスメントについては、事業所の実施者を対象として10回、約300名が修了しました。事業場でのリスクアセスメント実施体制構築のために貢献したといえます。その他に、安全大会の講演依頼や、化学物質のガス・蒸気のばく露防止対策として、不適切、不十分な局所排気装置等の指導業務が目立つ業務でありました。

厚労省事業への参画(委託)報告

職場における受動喫煙防止対策に関わる、支援事業



コーディネーター 市川 英一

厚生労働省が実施している受動喫煙防止対策に関わる委託事業は、今年で6年目を迎え、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下本会という）が受託しました。業務の内容としては、本会において毎日の受動喫煙防止対策の技術支援の無料電話相談、全国の支部における労働基準協会との合同説明会の開催、また、支部主催の説明会の開催となっています。東京支部では、全国労働衛生週間準備月間の9月に監督署・各労働基準協会主催の労働衛生週間実施要項説明会において「受動喫煙防止対策」をテーマに含めて大田、足立、向島、立川、三鷹の各協会で講師は労働安全衛生コンサルタント3名が担当して、開催しました。

また、東京支部主催の受動喫煙防止対策説明会を三田の仏教伝道会館で、11月に約50名の参加を得て開催しました。

開催案内は、東京労働局、東京産業保健総合支援センター、東京支部等のホームページに掲載、東京労働基準

協会連合会をはじめ各基準協会のホームページにも開催案内を掲載して、開催を知らせていただきました。また、受動喫煙防止対策の単一テーマで参加者を募集するのは困難であるとみられ、東京労働局のご協力を仰ぎ、約1,000社に対し、開催案内のダイレクトメールを送付しました。

講演の内容は、受動喫煙の健康影響、受動喫煙防止のための事業所での推奨する取り組み体制、受動喫煙防止対策の技術的事項、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた国内外の動向、国の助成金制度による支援事業、受動喫煙防止対策に取り組んだ好事例等を東京支部の労働衛生コンサルタント 2名の講師により紹介しました。



講演中の小川先生

陸上貨物運送事業の荷役作業における災害防止対策推進事業



コーディネーター 中河原 一秀

当支部では平成28年度に荷役事業場の安全診断と荷役安全教育講習会を実施しました。概要は次のとおりです。

1. 荷役事業場安全診断

実 施 者：労働安全コンサルタント9名

実 施 期 間：平成28年9月～平成29年1月

対象事業場：物流センター、製造工場、百貨店など東京都下の9事業場

方 法：コンサルタント2名が1組となって荷役作業現場でチェックリストにより安全診断を行い、事業場で行われている安全対策の好事例を収集し改善指導事項を提案しました。

主な改善指導事項提案

- 1) 荷主と運送会社の安全衛生協議会を開催すること
- 2) トラック及びフォークリフト通行路の凹凸、段差を解消すること
- 3) 腰痛防止対策（ストレッチ体操など）を実施すること
- 4) 歩行者（自動車運転手を含む）と車両（トラック、フォークリフト）の接触防止措置を講じること（通行区分、荷物置場区分、最高速度の設定標示など）
- 5) 荷台昇降設備など荷台からの転落防止措置を講じること
- 6) 荷役災害防止担当者を指定すること

診断を受けた事業場からは、非常に役立った（25％）役立った（67％）との評価を受けました。

2. 荷役安全教育講習会（荷役災害防止担当者教育）

実 施 日：平成28年12月1日、13:00～17:00

講 師：労働安全コンサルタント1名及び東京労働局担当官

受 講 者：東京都下の製造業、小売業、運輸倉庫業等の安全衛生担当者等 28名

テキスト：荷役ガイドラインによる荷役災害防止マニュアル

（日本労働安全衛生コンサルタント会編）

主なアンケート結果

- 1) 講習会は有益だった (71%)
- 2) 講習内容は理解できた (76%)
- 3) 荷役ガイドラインについて：

内容を知っていた	(18%)
内容が知らなかった	(82%)
ほとんど実施中	(19%)
一部実施中	(69%)
未実施	(12%)



荷役講習会風景

広報委員会



広報委員会委員長 山崎 恵一郎

平成28年度広報委員会は、メンバーも変わり、「委員会として何ができるか？」をテーマに、議論を重ね、以下の事柄を進めております。その状況を報告させていただきます。

1. ホームページの全面改訂に向けて

東京支部のホームページは公開から相当の年月が経過しており、一部でリンクの更新にも対応できない状況にありました。皆様方にはご不便をお掛けしましたが、このたび、専門家の協力を得て全面改訂を進めております。新年度には、運用を開始できる予定です。

2. 東京支部理事会議事録作成掲載の円滑化

東京支部理事会は隔月に開催しております。会員の皆様には、活動の一部を速やかに伝えるため、理事会議事録を作成し、東京支部のホームページの会員向けページに掲載しておりますが、より早く伝えるため、速やかに関係者の承認を頂き公開できるよう改善を図っております。



HP作成作業風景

3. 東京支部会報第23号の発行

今まで、会報誌は限られた紙面で多くのことを紹介することを心掛けてきましたが、今回の23号会報誌は、お客様や関係者の皆様に東京支部の活動を少しでも理解していただけるよう、記事を少なくして読みやすくし、グラフや活動状況の写真を入れ分かり易さに努めました。

事業委員会



事業委員会委員長 鈴木 信生

事業委員会は、お客様に対して支援業務内容をわかりやすく説明し、コンサルタントの活用をしやすいように、以下の活動を行っています。

1. コンサルタント制度の普及（コンサルタント会のPR活動）

「安全コンサルタント」「衛生コンサルタント」をお客様に理解して頂けるよう、会員の協力を得ながらコンサルタント会のPR活動を行っています。

(1) 説明会等でのPR説明

東京労働局、各労働基準監督署、労働基準協会等のご協力により「安全週間準備月間説明会」「衛生週間準備月間説明会」「安特・衛特事業場説明会」「産業安全衛生大会」等で、リーフレットの配布やコンサルタントが支援できる業務内容の説明、相談コーナーの開設などを行いました。

これらの取り組みにより、安特・衛特事業場（安全管理特別指導事業場・衛生管理特別指導事業場）に対する支援業務も最近増加しています。

(2) ホームページの見直し

多くのお客様は、事前に会のホームページをご覧いただいています。このため、広報委員会と連携して内容を常に見直し、定期的に更新し、わかりやすいよう取り組んでいます。

2. コンサルタント業務の充実

(1) 行政、労働災害防止協会等との連携・協働

各地区部会が連携して定期的に各労働基準監督署、労働基準協会を訪問し、事業場の安全衛生活動の推進

各委員会活動報告

に協力するよう連携を図っています。

(2) 業務の拡大、新規業務の確保

今後、更に業務を拡大し事業場の安全確保に支援できるよう、今回最近6年間の業務内容（約360件）について分析を行いました。その結果の一部を図1、図2に示します。

図1 業務内容

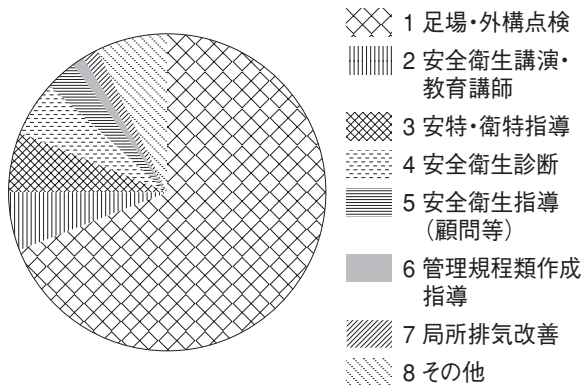
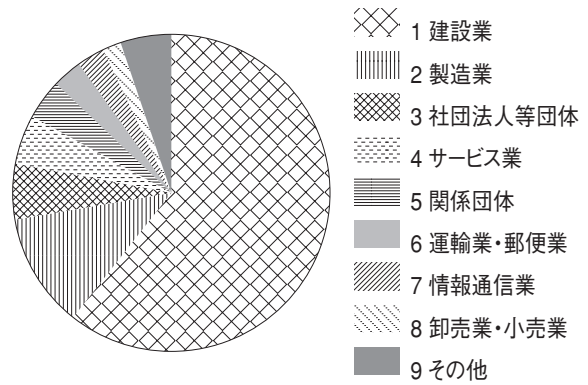


図2 顧客の業種



1) 主な業務内容（業務内容 図1）

- ①足場・外構点検 …… 安全な足場は建設工事の基本です。専門家の点検で安全の確保を。
- ②安全衛生講話・教育 …… 安全大会等での講演、各種安全衛生教育の講師もお任せ下さい。
- ③安特・衛特指導 …… 改善計画書作成から改善指導、指定解除まで責任を持って支援します。
- ④安全衛生診断 …… 事業場の課題をわかりやすく説明し、具体的な改善方法をご提案します。
- ⑤安全衛生指導 …… 安全衛生に関する法令、活動、管理方法などいつでも何でもご相談を。
- ⑥規程類作成 …… 「見える化」による手順書などわかりやすい規程類の作成をご支援します。
- ⑦局所排気改善 …… 化学物質作業場の作業環境改善を安価で効果的な方法をご指導します。
- ⑧事故災害原因調査 …… 重大事故・災害の真の原因を専門家が洗い出し、対策を提案します。
- ⑨産業医 …… 産業医をお探しではありませんか？ 産業医の役割は非常に大きくなっています。

この他、何でもお困りのことがありましたらご相談下さい。

2) お客様の業種（顧客の業種 図2）

近年の法令改正で「化学物質のリスクアセスメント」「ストレスチェック」「受動喫煙防止対策」などが盛り込まれ、これらは業種に関係なく多くの事業場が取り組んでいます。

このような状況の中、顧客は建設業、製造業を中心に、各種サービス業、運輸業、郵便業、情報通信業、卸売業、小売業など幅広い業種に渡っています。

また行政並びに安全衛生関係団体や社団法人などの団体からも業務を受託しています。

3) 今後の取り組み

- ①毎年継続して業務を行っているリピート顧客の増加を図る。
- ②会のPR活動を推進し、新規顧客の開拓。
- ③行政、関係団体との連携、協力の更なる強化。

各委員会活動報告

企画委員会



企画委員会委員長 中河原 一秀

平成28年度は、当委員会では支部の規約・規程の改正について検討して提案し、規約は支部総会で、規程は支部理事会でそれぞれ改正を見ました。主な改正事項は次のとおりです。

- 支部の理事会及び幹事会の構成員の見直し並びに理事・役員の範囲の見直し（規約改正）
- 支部幹事会の役割の明確化（規程改正）

研修委員会



研修委員会委員長 市川 英一

労働災害のないより快適な職場形成に向けて、研修委員会は、各人の自己研さんを支援するため、幅広いテーマをあげるよう努めました。

平成28年度は前年と同様に下記の通り年5回の研修会を開催いたしました。

平成28年6月からは一定の危険有害性のある化学物質（640物質）についてリスクアセスメント（RA）がはじまりました。そこで東京労働局担当官及び化学物質のリスクアセスメントのスペシャリストである中災防の山田先生をお招きし、講演をいただく機会を持ちました。

各種のリスクアセスメントの手法の紹介や、実施方法も丁寧に説明いただき会員一同大変ありがたく今後の活動の糧となる内容でした。

29年度もさらに化学物質のリスクアセスメントが実施可能となるような研修会の開催等を考えています。



研修会風景

回	開催日	会場	研修テーマ	講師（敬称略）
1	H28.6.23	学士会館	今年度の労働安全行政の動向について	岩澤 俊輔 東京労働局 安全課長
			今年度の労働健康行政の動向について	松田 健慈郎 東京労働局 健康課長
			顧客満足を得る安全診断の一事例	労働安全コンサルタント 田邊 康雄
2	H28.10.7	東京産業保健 総合支援セン ター	厚生労働省委託事業について 社会福祉施設個別コンサルティング 荷役作業支援事業 第3次産業労災防止対策支援事業 受動喫煙節対策支援事業	労働安全コンサルタント 山本 孝 榎本 輝雄 山口 忠重 労働衛生コンサルタント 市川 英一
3	H28.12.14	東京産業保健 総合支援セン ター	法制化された化学物質RAについて	武智 正文 東京労働局 健康課労働衛生専門官
			化学物質のRAの進め方	山田 憲一 労働衛生調査分析センター副所長
4	H29.5.26	東京産業保健 総合支援セン ター	平成28年度安特・衛特事業について（4件）	講師未定
5	H29.5.28	支部事務所	新入会員研修会	支部役員・専門委員会

「メンタルヘルス対策(ストレスと上手に付き合っていこう!)」



産業医

労働衛生コンサルタント 小川 紘子

2015年12月よりストレスチェック制度が導入され1回／年、事業所は労働者に対してストレスチェックの実施を義務付けられました。二次予防の企業健診に比しストレスチェックは一次予防になり、その目的は、①セルフケア、②メンタル不調を未然に防ぐ、③職場環境の改善、です。

まず、メンタルヘルス対策の労働衛生の5管理は①作業管理、②作業環境管理、③健康管理、④労働衛生教育(セルフケア)、⑤統括管理、です。一番介入し易く効果があらわれる④については、労働者自身のセルフケア、ストレスマネジメントを高めていく必要性を感じます。

そもそもストレスとは、①心身に負荷がかかった状態、②変化への適応プロセスと定義されます。その要因は環境的、身体的、心理的、社会的要因に分類されます。ストレスは心、身体、頭脳に影響を及ぼします。仕事に影響し不安全行動や事故にも繋がる重要なヒューマンファクターの一つです。

心理学者の岸見一郎先生は『ストレスは疲れの原因ではなく、自分を高めるために必要な試練』と述べておられ、どうやらストレスと上手につきあうコツがあるようです。ストレスを発散させる方法として3R(Rest:休養、Relaxation:息抜き、Recreation:好きな事をする)が挙げられますが、日頃からの日常生活のヒントとしてアーユルヴェーダ(世界最古のインド伝統医学)、自律訓練法などがあります。また私が愛読する貝原益軒の養生訓に『人の命は我にあり、天にあらずと老子いへり』とあります。各人の日々の体調管理、その上で良好なコミュニケーション、人間関係を構築していけば、メンタルヘルス対策の多くを講じた事になるでしょう。

「働き方改革と健康経営」



産業医

労働衛生コンサルタント 福本 正勝

最近、メディアや企業では、「働き方改革」「健康経営」などの言葉がよく使用されています。つきつめると労務管理と、労働衛生体制の確立ということです。ただ、昔と違うところは、「生産性を損なわずに」労務管理を行うということではないでしょうか。ストレスチェックの影響もあり、企業様からの産業医面談依頼件数は増加しています。また、ストレスチェック後の指導など、以前より具体的な取り組みを求められることが多くなりました。過重労働対策などを聞かれることもあります。過重労働面談やストレスチェック及びその面談の実施を通じて、さらに安全衛生委員会からの残業時間報告や対策、計画などを聞いていますと、その会社の問題が少なからず「見えて」きます。

第一に、マネジメントの問題。日本での管理職は機能していないことが多いと思います。自らの業務も管理できないほどの量をこなしながら、部下の指導ができるとしたら、それは神業です。日本人それぞれの真面目さ、優秀さで、高度成長期は対応できたものの、現在は、より高度な専門性や、業務内容の細分化が進み対応ができなくなったのではないのでしょうか。経営陣が、昔の「良き時代」の感覚のまま、経営を行った「つけ」が、現在の日本の勤務形態につながったと考えられます。

第二に社員の頑張り過ぎの問題。残業や業務量で心身ともにぼろぼろになりながらも、「同じ部署の人も同じですから」「周囲に迷惑をかけられない」と、がんばる方々がいかに多いことか。私の面談に至る前に休職や退職に至る社員はもっと多くいるのです。

私は、これらの問題から改めて、各企業の労働衛生体制確立に役立ちたいという思いを強くしました。経営には、「働き方改革」「健康経営」「ISO45001」など、安全衛生の取り組みが強く求められます。産業医として私の関わる一社一社に、個別の面談結果のみではなく、総合的な意見を伝え、できるだけ快適な職場ができることを目指したいと思います。終わりに、この好機を逃さず、労働安全衛生コンサルタントの業務が拡大し、社会貢献に通じることを望みます。

「労働安全コンサルタント としての安全講話」



社会保険労務士
労働安全コンサルタント 藤間 政雄

平成25年4月に日本労働安全衛生コンサルタント会に入会し、今年で4年目を迎えます。その間、荷役作業現場安全衛生診断、建物耐震改修工事における足場の安全点検、安全管理特別指導事業所の改善計画支援等を先輩コンサルタントと一緒に、又はご指導・助言をいただきながら、とても貴重な体験をしてきました。私自身は建設会社に土木技術者として携わった経験から、危険な現場作業を伴う業種・業界からの安全大会等での安全講和の依頼などを積極的に対応しています。

今回のテーマである安全講和で特に心掛けていることは、第一に依頼先企業の情報収集を的確に行うことです。依頼企業の実態に合った安全衛生管理や労働災害事例等を話の中で交えることで、自社の管理体制の把握・見直し及び従業員・協力業者の安全衛生に関する意識向上等のきっかけ創りになればと考えています。コンサルタントの使命は、現場に従事する者が安全で健康に働くことができる環境を確保することであり、限られた時間内ですが、安全の専門家として、各企業の実態に合った情報の提供に最善を尽くしたいと思っています。

一般的に災害防止対策は、発生した災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本です。しかし、災害が発生していない職場であっても潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する危険性が高くなります。そこで、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に危険の芽を摘み取る「リスクアセスメント」を取り入れた安全衛生管理が特に強く求められています。

厚生労働省の労働災害発生状況によると平成27年の死亡・死傷・重大災害の発生件数は、いずれも前年を下回り、死亡災害（972人）は、統計を取り始めて以来、初めて1,000人を切りました。さらに労働災害を減少させていくためには、現場に従事する者の労働時間管理等を考慮した健康に配慮した安全衛生管理及び役割、責任、権限を明確にした安全衛生管理体制の整備並びに計画的で継続的な管理活動に取り組むことがとても重要です。

今後も企業、業界の実態に合わせたわかりやすい講話を提供できるように更に研鑽を重ねてまいりますので、宜しくお願いいたします。

「事業所の労働災害減少のために」



労働安全コンサルタント 後藤 誠一

労働災害が発生した。被災者は？原因は？対策は？事業所では、労働災害が発生して事後処理が一段落すると、再発防止のための対策を図りますが、やがて一年もすると、いつのまにか対策も記憶の彼方に忘れ去られてしまう事例が見受けられます。

このような場合で災害が起こると、事業者から私たち労働安全コンサルタントに助言を求められますが、その多くは労働災害が発生したあとも災害が続いて発生する場合や、長年無災害を続けていたにもかかわらず重大災害が立て続けに発生した場合などです。

これらに共通しているのは、対策の継続性が危ぶまれる状態にあるケースです。例えば、安全衛生委員会や朝礼で注意喚起を行って対策を完了したとか、立入禁止の掲示を行って『それでよし』とした場合などです。

また、設備面ではガードを設置したとか、インターロック装置を付け加えて改造した場合でも、時間が経つと作業性を優先させてこれらの安全装置を無効化しているケースが見られます。

このような場合の指導のポイントは

- ・社員全員の安全衛生に対する意識向上のための風土改革
- ・継続的活動のための事業所の組織運営
- ・安全衛生委員会の効果的運用
- ・安全衛生計画の立案とフォロー・見直し
- ・労働災害の未然防止のための手段としてのリスクアセスメントの推進などです。

私たちコンサルタントの仕事は、製造業、建設業、食料品製造、廃棄物処理業、運輸業、通信業などほぼすべてに対応していますが、各事業所に対しては専門的視点から安全診断を行い、問題点・課題を探り出し、安全管理レベル向上のための助言・指導をしており、事業者の方に感謝されております。

「足場の組立てなどの作業に特別教育が必要」



労働安全コンサルタント 山崎 恵一郎

平成27年7月1日改正労働安全衛生規則が施行されましたが、安全衛生規則第36条第39号に「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務」が特別教育として定められました。また、平成27年6月30日現在の業務従事者には2年間の経過措置が認められております。

この2年間、労働安全コンサルタントは、各講習機関や事業主の主催する講習会などで、講師として特別教育を実施しております。

その中で、特筆される内容は、高さ2m以下で使用される脚立足場の組立・解体作業も特別教育の対象となったことです。場面によっては、足場使用者が脚立足場の変更や移動などを安易に行って労働災害が発生することもありましたが、規制で事業主の理解も図られ、幅広い職種で足場に関する基本的知識を習得されるようになりました。

先日ある建設会社の方から、「今回、特別教育を実施して1年間以上経過したが、足場に関する災害件数が、約80%減少した」と具体的数値を聞かされ、その効果に驚いておられました。

労働災害の多くは、現場の第一線で起きています。作業員の知識・技能及び意識を向上させることの重要性を改めて確認できました。

平成29年6月30日にて経過措置期間も終了しますが、足場の組立・解体・変更の作業は、全ての作業員が有資格者で、墜落災害撲滅を目指すことを共有化していきたいと思います。

「コンプライアンス実践にコンサルタントを」



東京支部副支部長・専務理事 山室 栄三

最近の東京支部の業務は、大幅に増加し、日々忙しい思をしていますが、それに伴って収益も増加しています。これもひとえにお客様からの支援と信頼のたまものと感謝しています。また、種々の依頼業務に取り組む支部会員の真摯な姿勢が評価されてのことと認識しています。会員各位の協力があってこそ成り立つ支部であり全員のチームワークの成果だと思っています。

最近の業務依頼内容の特徴は、次のようなものです。

- 会社の安全衛生業務、取り組みの全般的な見直し
- 現在の取り組みが、適切なものか専門家にみてもらいたい
- 社内に専門家がないのでアウトソーシングを行いたい
- 発生災害の原因調査と対策の支援
- 建設、修繕工事の継続的な安全衛生診断パトロール

従来は、単に「安全衛生の診断をしてもらいたい」、「教育をお願いしたい」、「安全大会の講演をお願いしたい」というものが多数を占めていました。もちろん現在もこれらの依頼はありますが、最近は、担当者はそれなりに安全衛生事項を確認していますが、法令指定事項の実施に漏れがないか等、常に不安を感じているため専門家の目で見てもらい、何が不足しているか、何が十分かをつぶさに指摘をしてもらいたいという同様の依頼が数社からありました。

このような状況をみると、幅広い分野で安全衛生に取り組む意識が浸透してきていることが分かります。一方、自組織の担当者は、専門的な安全衛生の知識が不足していると見られます。これらの組織が抱える問題や不安を解決するために東京支部には、各種分野で専門性に富んだコンサルタント会員が日々切磋琢磨、研鑽を図りながら依頼業務にこたえています。組織のコンプライアンス実践と確認のためにもコンサルタントの活用をお勧めします。

支部活動記録（平成28年4月～平成29年3月）

番号	月 日	項 目	場 所
1	28年 4月13日(水)	安特・衛特説明会	東京労働局
2	5月29日(日)	業務部会新入会員オリエンテーション	
3	5月30日(月)	第111回理事会	東京都産業保健総合支援センター
4	6月23日(木)	平成28年度東京支部通常総会	学士会館
5	6月23日(木)	東京支部労働安全衛生研修会 「平成28年度の労働安全行政の動向」 東京労働局労働基準部安全課長 岩澤 俊輔 氏 「平成28年度の労働健康行政の動向」 東京労働局労働基準部健康課長 松田 健慈郎 氏 「顧客満足を得る安全診断の一事例」 労働安全コンサルタント 田邊 康雄 会員	学士会館
6	7月6日(水)	第13回東京産業安全衛生大会	
7	7月29日(金)	第112回理事会	東京都産業保健総合支援センター
8	9月	平成28年度厚労省委託事業(受動喫煙防止対策、荷役災害防止対策)開始	
9	9月9日(金)	受動喫煙防止対策合同説明会(5か所)実施	各労働基準協会等
10	9月23日(木)	第113回理事会	東京都産業保健総合支援センター
11	10月7日(金)	東京支部労働安全衛生研修会 「平成27年度厚労省委託事業結果報告」	東京都産業保健総合支援センター
12	10月13日(木)	産業保健フォーラム IN TOKYO 2016	タワーホール船堀
13	11月7日(月)	東京支部主催受動喫煙防止対策説明会	仏教伝道協会
14	11月30日(水)	第114回理事会	東京都産業保健総合支援センター
15	12月1日(木)	荷役安全衛生教育講習会	仏教伝道協会
16	12月14日(水)	東京支部労働安全衛生研修会 「法制化された化学物質リスクアセスメントについて」 東京労働局労働基準部健康課 武知 正文 専門官 「化学物質のリスクアセスメントの進め方」 労働衛生調査分析センター 山田 憲一 氏	東京都産業保健総合支援センター
17	29年 1月30日(月)	第115回理事会	東京都産業保健総合支援センター
18	3月30日(木)	第116回理事会	東京都産業保健総合支援センター

この他に毎月1回幹事会を開催しています。



平成28年度日本労働安全衛生コンサルタント会会長表彰受賞者

功 績 賞

安 全 中 島 正 才 様 (城西部会)

中島 正才（なかしま まさとし）氏の略歴

総合建設会社の国内外現場所長・労務安全衛生品質環境部長等を歴任し、元方及び関係請負人への災害防止活動の指導教育を行なってきました。一方で、厚生労働省等から委嘱を受けた公的業務には、労災防止指導員（官職）等があります。また、主な『発表論文』等には、『安全衛生責任者教育の必要性』・『建設現場巡視KYのやり方と成果』（於建災防全国大会）等があります。

『全ては現場にあり!』をモットーとして、現在も、災害防止活動にご尽力いただいております。

編集後記

今回の会報誌は、新広報委員長の下、「顧客を意識した、読みやすい会報誌」を掲げて作成いたしました。

特に、顧客を意識した記事としては、衛生コンサルタントのメンタルヘルスと、働き方改革と健康経営について掲載しました。また、会員情報として安全コンサルタントの安全講話の取り組み方についてと、労働災害減少の為の方策を紹介しました。

読みやすい会報誌としては、研修委員会や広報委員会の活動に写真を掲載し、事業委員会はイラストを取り入れて見える化を図りましたが、いかがでしたでしょうか。

今年の広報委員は、4名中3名の方が新人のため、原稿等の依頼方法で執筆者の方々にご迷惑をおかけしましたが、皆様方のご協力で何とか発行にこぎ着けることができました。ありがとうございました。また太平印刷の青木社長様には、大変ご尽力いただき感謝申し上げます。

編集委員：山崎、伊丹、藤井、荷福、川田

働くルールの情報発信基地、**No.1**を目指します。

労働新聞

65年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

安全スタッフ

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

労経ファイル

労働経済資料・各種審議会情報や労働法令の速報資料誌

安全衛生ノート

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

安全対策の決め手

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

労働新聞社

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611

労働新聞社

検索

**人事労務・安全情報の
最新トレンドを提供!!**



オリジナル記事が満載です!!

- ▶ 労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶ 全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶ 労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶ 労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶ 法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセー」



研修に使える動画を配信!!

- ▶ 弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶ 企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶ 専門家による腰痛予防体操の「実践講座」

!!!

現場目線の
厳選コラム

楽しく学べる
動画コーナー

他にない
豊富な
ニュース

スマートフォンにも対応

講習会のご案内 (公社)東京労働基準協会連合会

(平成29年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日	3日(月)		8/28(月)		6日(月)	
		実技 1日	7日(金)		1日(金)		10日(金)	
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	3日(月)	1日(火)	8/28(月)	2日(月)	6日(月)	5日(火)
		実技 3日	4日(火)～6日(木) 8日(土) 9日(日) 15日(土)	2日(水)～4日(金)	8/29(火)～31日(木) 2日(土) 3日(日) 9日(土)	3日(火)～5日(木) 7日(土) 8日(日) 14日(土)	7日(火)～9日(木) 11日(土) 12日(日) 18日(土)	6日(水)～8日(金)
	玉掛け	学科 2日	24日(月)～25日(火)	21日(月)～22日(火)	25日(月)～26日(火)	23日(月)～24日(火)	27日(月)～28日(火)	18日(月)～19日(火)
		実技 1日	26日(水)/27日(木)/28日(金)	23日(水)/24日(木)/25日(金)	27日(水)/28日(木)/29日(金)	25日(水)/26日(木)/27日(金)	29日(水)/30日(木)/12/1(金)	20日(水)/21日(木)/22日(金)
	ガス溶接	学科 1日	3日(月)	7/31(月)	8/31(木)	2日(月)	1日(水)	11/30(木)
		実技 1日	4日(火)	1日(火)	1日(金)	3日(火)	2日(木)	1日(金)
	小型移動式クレーン	学科 2日	10日(月)～11日(火)		4日(月)～5日(火)		10/30(月)～31日(火)	
		実技 1日	12日(水)/13日(木)		6日(水)/7日(木)		1日(水)/2日(木)	
	床上操作式クレーン	学科 2日		16日(水)～17日(木)		10日(火)～11日(水)		11日(月)～12日(火)
		実技 1日		18日(金)/21日(月)/22日(火)		12日(木)/13日(金)/16日(月)		13日(水)/14日(木)/15日(金)
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	18日(火)		11日(月)		13日(月)	
		実技 1日	19日(水)/20日(木)/21日(金)		12日(火)/13日(水)/14日(木)		14日(火)/15日(水)/16日(木)	
	プレス機械	学科 2日			6日(水)～7日(木)			
	乾燥設備	学科 2日		3日(木)～4日(金)		30日(月)～31日(火)		
	はい作業	学科 2日		1日(火)～2日(水)		23日(月)～24日(火)		4日(月)～5日(火)
	木工機械	学科 2日				26日(木)～27日(金)		
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	11日(火)～12日(水)	7日(月)～8日(火)	11日(月)～12日(火)	10日(火)～11日(水)	14日(火)～15日(水)	12日(火)～13日(水)
		実技 1日	13日(木)/14日(金)	9日(水)/10日(木)	13日(水)/14日(木)	12日(木)/13日(金)	16日(木)/17日(金)	14日(木)/15日(金)
	有機溶剤	学科 2日	6日(木)～7日(金)	17日(木)～18日(金)	4日(月)～5日(火)	5日(木)～6日(金)	6日(月)～7日(火)	18日(月)～19日(火)
			27日(木)～28日(金)		21日(木)～22日(金)	19日(木)～20日(金)	27日(月)～28日(火)	
	特化・四アルキル鉛	学科 2日	3日(月)～4日(火)	1日(火)～2日(水)	19日(火)～20日(水)	2日(月)～3日(火)	1日(水)～2日(木)	20日(水)～21日(木)
			18日(火)～19日(水)	24日(木)～25日(金)		16日(月)～17日(火)	21日(火)～22日(水)	
	石綿	学科 2日	20日(木)～21日(金)	17日(木)～18日(金)	4日(月)～5日(火)	17日(火)～18日(水)	9日(木)～10日(金)	21日(木)～22日(金)
					28日(木)～29日(金)		29日(水)～30日(木)	
	鉛	学科 2日	18日(火)～19日(水)			26日(木)～27日(金)		
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	20日(木)	22日(火)	12日(火)	11日(水)	20日(月)	18日(月)
	アーク溶接	学科 2日	5日(水)～6日(木)	2日(水)～3日(木)	6日(水)～7日(木)	4日(水)～5日(木)	8日(水)～9日(木)	6日(水)～7日(木)
		実技 1日	7日(金)	4日(金)	8日(金)	6日(金)	10日(金)	8日(金)
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		7日(月)		20日(金)		4日(月)
	低圧電気	学科 1日	10日(月)	16日(水)	19日(火)	16日(月)	13日(月)	11日(月)
		実技 1日	11日(火)/12日(水)/13日(木)	17日(木)/18日(金)/21日(月)	20日(水)/21日(木)/22日(金)	17日(火)/18日(水)/19日(木)	14日(火)/15日(水)/16日(木)	12日(火)/13日(水)/14日(木)
	高圧・特別高圧	学科 2日	27日(木)～28日(金)	30日(水)～31日(木)	28日(木)～29日(金)	30日(月)～31日(火)	20日(月)～21日(火)	7日(木)～8日(金)
受験準備	粉じん	学科 1日	6日(木)			4日(水)		6日(水)
	ダイオキシシ	学科 1日		30日(水)			22日(水)	
	衛生管理者	1種 4日	3日～6日 24日～27日	21日(月)～24日(木)	25日(月)～28日(木)		6日(月)～9日(木)	18日(月)～21日(木)
		2種 3日	3日～5日 24日～26日	21日(月)～23日(水)	25日(月)～27日(水)		6日(月)～8日(水)	18日(月)～20日(水)
		特例 2日	5日～6日 26日～27日	23日(水)～24日(木)	27日(水)～28日(木)		8日(水)～9日(木)	20日(水)～21日(木)
その他	X線作業主任者	学科 2日				23日(月)～24日(火)		
	携帯用丸のこ盤	学科・実技 1日	24日(月)		27日(水)		27日(月)	
	職長教育	学科 2日	6/29(木)～30(金)	3日(木)～4日(金)	8/31(木)～1日(金)	2日(月)～3日(火)	1日(水)～2日(木)	11/30(木)～1日(金)
	安全衛生推進者	学科 2日	20日(木)～21日(金)	21日(月)～22日(火)	6日(水)～7日(木)	5日(木)～6日(金)	6日(月)～7日(火)	4日(月)～5日(火)
	衛生推進者	学科 1日	31日(月)	24日(木)	21日(木)	25日(水)	28日(火)	22日(金)
	安全管理者選任時研修	学科 2日	24日(月)～25日(火)	28日(月)～29日(火)	25日(月)～26日(火)	19日(木)～20日(金)	20日(月)～21日(火)	11日(月)～12日(火)
	衛生管理者能力向上	学科 2日					9日(木)～10日(金)	
	KYT研修	学科 1日	10日(月)	16日(水)	19日(火)	17日(火)	13日(月)	7日(木)

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。
※ 講習会に関する詳細はホームページの講習案内をご覧ください。
※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・立川・青梅・三鷹及び八王子の各労働基準協会支部)で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから
(公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター
〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 [東基連](#) [検索](#)
TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

通達探しに苦労しない！ 条文からすぐに解釈例規が探せる！

膨大な安全衛生法令と解説情報・資料のデジタル化を実現！
法令管理の労力を飛躍的に軽減させる実務者待望のWEBツールです。

安全衛生セレクション

著者：村木宏吉（労働衛生コンサルタント／元神奈川労働局主任労働衛生専門官）他

年間利用料 1ライセンス 定価 本体90,000円＋税

1 多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理

多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理することにより、情報の収集・理解・加工等の労力や改正のチェック漏れなどのリスクが飛躍的に軽減できます。

2 法令の理解と運用を助ける充実のコンテンツ

膨大な法令をカバーするだけでなく、法令改正の概要、法令解説、各種資料、改正前ニュース、FAQ、相談室など、実務をバックアップする充実のコンテンツを備えていますので、法令管理の経験の多寡にかかわらずご利用いただけます。

3 環境マネジメントにおける法令管理に対応

届出・報告・選任・基準値などの法令要求事項を抽出した「法規制登録簿」を掲載。
環境マネジメントシステムの中で安全衛生法令を管理しているケースでもスムーズにご利用いただけます。

【商品概要】

コンテンツ	概 要
関係条文集	法令の条文から解釈例規が閲覧可能 労働安全衛生法は逐条解説、ケーススタディも掲載
改正情報	各法令の改正内容を解説
改正前ニュース	審議会等改正前のニュースを紹介
通達集	関係法令に関する通達を収録
法規制登録簿	届出・報告・選任・基準値遵守などの法的要求事項のエッセンスを抽出 (ダウンロード可能)
資料集	安全衛生の関係資料を収録（読本『初歩の労働安全衛生法』、キーワード解説 等）
FAQ	安全衛生関係法令に関する、よくある疑問をQ&A形式で提供
メールマガジン	厚生労働省告示情報や労災ニュース等を定期配信（月1回）

商品の詳細は ➡

第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640